

ディスカッションポイント

1. 本判決は、被告システムが日本国内において「生産」されていないことを理由に、被告らによる本件特許権の侵害を否定しました。
本判決の結論に、賛成ですか。それとも反対ですか。
2. 本判決は、特許法2条3項1号の「生産」について、属地主義の原則により、「上記『生産』は、日本国内におけるものに限定される・・・上記の『生産』に当たるためには、特許発明の構成要件の全てを満たす物が、日本国内において新たに作り出されることが必要である」（判決105頁15～18行）と判示しました。
この本判決の判示に、賛成ですか。それとも反対ですか。
その理由も検討してください。
3. 上記2の本判決の判示に「賛成」の方への質問です。
上記2の本判決の判示を前提に、（本判決の結論とは異なり）被告システムが日本国内において「生産」されていると結論づけることは可能でしょうか。もし可能と考える場合、その理由も検討してください。
4. 上記2の本判決の判示に「反対」の方への質問です。
特許法2条3項1号の「生産」には、特許発明の構成要件の全てを満たす物が日本国内において新たに作り出されることは必要ではないとの考え方を採用した場合、
どのような要件が満たされれば、特許法2条3項1号の「生産」が行われているといえるでしょうか。
その場合の本件の結論はどうなるでしょうか。
5. 本件における原告の下記の主張については、いかがお考えでしょうか。
(1)「被告システムは、サーバとこれらとネットワークを介して接続された多数のユーザの端末装置により構成されるが、そのうち、少なくとも多数のユーザの端末装置は日本国内に存在し、日本国内において、被告システムが多数のユーザにより利用され、侵害が惹起される。したがって、本件訴訟の対象である被告システムの大部分は、日本国内に存在している。」（判決39頁24行～40頁3行）

(2) 「国内にあるユーザ端末に被告システムを構成するサーバが上記の各ファイル（注：被告ファイルであるコメントファイル及び動画ファイル）を送信することにより、本件発明の技術的範囲に属するシステムが国内で新たに作り出されるのだから、被告システムを構成するサーバ（注：動画配信サーバ及びコメント配信サーバ）が国外に存在するとしても、それは単に、『生産』が国外の行為により開始されるということの意味しているだけで、被告システムの大部分が日本国内に存在している以上、被告らによる『生産』の大部分は日本国内で行われているものである。したがって、本件においては、被告らによる『生産』の開始が単に国外で行われているだけで、『生産』の大部分は、日本国内で行われている」（判決40頁7～16行）

(3) 「被告システムにおいては、上記の各ファイルを国内のユーザ端末に送信することにより、当該ユーザ端末のディスプレイにおいて、2つの移動するコメントが追いついて重複しないよう動画上に表示される（構成1h及び2h）という重要な実施行為も国内で行われているから、侵害という結果との関連で実施行為が全体として見て我が国内で行われているのと同視し得るといえる。」（判決40頁17～22行）

6. 本件における被告らの下記の主張については、いかがお考えでしょうか。

(1) 「物の生産」（特許法2条3項1号）に当たる行為がないこと

実際に行われているのは、通常のウェブサイトの閲覧にすぎず、配信によって被告システムが新たに完成しているのではないから、生産に該当する行為はない旨の主張（判決47頁8行～48頁5行）

(2) 被告FC2は生産の実施主体ではないこと

「生産」の実施主体といえるためには、当該組み合わせの全てを行う必要がある。ユーザ端末のブラウザの動作には、被告FC2が一切関与していないから、被告FC2は「生産」の主体にはならない旨の主張（判決48頁6～23行）

7. 複数主体が関与する特許権侵害問題について、構成要件該当行為の一部を行う者についても特許権侵害を認定する理論構成として、関連裁判例1ないし7のような考え方があります。

本件の「米国内にある動画配信サーバ及びコメント配信サーバ」に

ついて、これらの理論のいずれかを応用することで、被告らによる特許法
2条3項1号の「生産」を認定することは可能でしょうか。

8. 関連裁判例4（知財高裁平成22年3月24日判決）の事案では、「アク
セス方法」の発明（方法の発明）の特許権について、サーバが韓国に設置
されていても特許権侵害が認定されました。

本件は、「コメント配信システム」の発明（物の発明）の事案ですが、も
し、本件発明が「方法の発明」であったら、結論は違っていたでしょうか。